



国分寺市監委告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年12月23日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 瀬 かおる



国政情収第632号

令和6年12月19日

国分寺市監査委員

川畑一良様

高瀬かおる様

国分寺市長 井澤邦夫



令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

(報告)

令和5年12月22日付け国監発第44号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和5年度財政援助団体監査の結果に関する報告書

(経済課)

1 経営改善普及事業指導員等設置事業 補助対象指導員設置費について

補助金の実績報告書を確認したところ、別の事業の補助対象となっている職員の人件費の一部が本経費から支払われていた。当該職員は本補助対象業務にも従事しているとのことだが、交付申請書には本補助の対象として記載されていなかった。交付申請書で申請されていない内容について補助金が支払われることは適切とはいえないため、団体から提出された交付申請書と実績報告書の内容に齟齬が生じていないかを十分に確認の上、補助金交付事務を行われたい。

(措置内容)

職員が従事している業務が、一部本経費に係る業務であることから、交付申請の段階で明記するよう商工会に指導いたしました。当課としても交付申請書と実績報告書の内容に齟齬が生じていないかを改めて留意し、適切な補助金交付事務を行うよう努めてまいります。

2 交付申請書・実績報告書の記載について

商工会から提出された補助金交付申請書及び実績報告書の添付書類を確認したところ、交付割合が異なる複数の補助対象事業の経費が一つにまとめて記載されていた。交付割合については、市と商工会双方で確認をしているとのことだが、補助金額の算定にも関わるため、国分寺市商工振興事業補助金交付規則(平成19年規則第52号)に規定された補助対象事業ごとに正確に記載された文書を徴取されたい。

(措置内容)

商工会に対し、国分寺市商工振興事業補助金交付規則(平成19年規則第52号)に規定された補助対象事業に即した文書を提出するよう指導しました。当課としても改善の状況について注視し、適切な補助金交付事務を行ってまいります。

3 臨時職員の超過勤務手当について

同一年度内で月により臨時職員の超過勤務手当の算出の際の端数処理が異なっていた。今後は適切に算出に係る事務を行われたい。

(措置内容)

臨時職員の超過勤務手当の算出における端数処理について、適切に行うよう商工会へ指導しました。